

滋賀県障害者文化芸術活動推進計画

(骨子案)

令和5年6月

滋賀県文化スポーツ部文化芸術振興課



目 次

1		
2		
3	第1章 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画の基本的な考え方	1
4	1 計画策定の趣旨	
5	2 計画の位置づけ	
6	3 計画の期間	
7	4 障害者等の定義	
8		
9	第2章 滋賀県の障害者文化芸術活動に関する現状および課題	2
10	1 滋賀県における障害者の文化芸術活動の歴史	
11	2 社会情勢の変化等	
12	3 計画（第1次）の取組状況、成果および課題	
13		
14	第3章 基本目標と施策の方向性	12
15	1 計画（第2次）策定に向けた3つの施策の方向性（柱）	
16	2 基本目標	
17	3 施策の方向性（柱）	
18		
19		

第1章 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

滋賀県では、令和3年3月に「滋賀県文化振興基本方針（第3次）」を策定し、県民誰もが文化芸術に親しめる場の提供など、文化芸術の振興等に取り組んでいます。

また、令和3年3月に「滋賀県障害者プラン2021」を策定し、障害者の文化芸術活動を推進し、障害者の自己実現と社会参加の促進等に取り組んでいます。

「滋賀県障害者文化芸術活動推進計画」（以下「計画」という。）は、障害者文化芸術推進法第8条第1項に基づき策定するもので、障害者の文化芸術活動の推進に関する総合的かつ長期的な目標、障害者文化芸術施策の方向性などを明示することによって、障害者文化芸術施策を総合的かつ効果的に推進し、障害者の文化芸術による共生社会の実現を目的としています。

これまで、第1次計画（取組期間：令和2年度～令和5年度）により取組を進めてきましたが、今般、社会情勢の変化、計画（第1次）での課題等を踏まえて、計画（第2次）を策定します。

2 計画の位置づけ

障害者文化芸術推進法第8条第1項に基づく地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画として策定します。

また、策定にあたっては、「滋賀県基本構想」（平成31年3月策定）の施策の方向性との整合を図るとともに、滋賀県文化振興条例（平成21年滋賀県条例第55号）に基づく「滋賀県文化振興基本方針」および障害者基本法に基づく「滋賀県障害者プラン」を踏まえた個別計画とします。

さらには、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例（平成31年滋賀県条例第8号）第21条に基づき必要な施策を講ずるための取組方針を示した計画とします。

3 計画の期間

令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間の計画とします。

4 障害者等の定義

本計画における「障害者」とは、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例第2条の定義に基づき、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病に起因する障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であって、障害および社会的障壁により継続的または断続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある者とし、いわゆる障害者手帳の所持者に限りません。

なお、ここでいう社会的障壁とは、障害がある者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

第2章 滋賀県の障害者文化芸術活動に関する現状および課題

1 滋賀県における障害者の文化芸術活動の歴史

滋賀県では、戦後まもなく「日本の障害者福祉の父」と呼ばれ、「この子らを世の光に」という言葉を残した糸賀一雄氏、田村一二氏、池田太郎氏らにより設立された近江学園において、粘土を利用した生産活動から造形活動が始まりました。また、同学園では、造形活動だけでなく、狂言の鑑賞や児童劇、ブラスバンドに取り組むなど、子どもたちが芸術活動に親しむ機会を積極的に取り入れてきました。

これらの取組は「その人らしさ」を大切にし、一人ひとりを認める、その思想とともに同学園以外の県内の福祉施設等にも受け継がれ、発展していきました。

また、県内の福祉団体やNPO法人等が中心となり、県外の民間団体やアーティスト等と連携して開催する展覧会や芸術祭、創作工房の提供、作品の販売や二次利用による商品化等、独自の取組も広がり始めています。

こうした県内の福祉施設を中心に活発に行われてきた障害者の造形活動により生み出された作品の中には、近年、国内外において高く評価される滋賀県ゆかりの作家の作品も多く見出されています。

年	障害者の文化芸術活動の主な変遷
昭和23年（1948年）	滋賀県立近江学園において、「窯業科」稼働
昭和59年（1984年）	滋賀県立近代美術館（現 滋賀県立美術館）開館
平成10年（1998年）	滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール開館
平成16年（2004年）	ボーダレス・アートミュージアム NO-MA開館
平成21年（2009年）	県議会6月定例会で「滋賀県文化振興条例」制定 7月「滋賀県文化振興条例」公布・施行
平成23年（2011年）	3月「滋賀県文化振興基本方針」策定 「びかつtoアート展」、「つちっこプログラム」、「ホールの子事業」開始
平成24年（2012年）	「アール・ブリュットインフォメーション&サポートセンター（通称：アイサ）」設置
平成25年（2013年）	ヴェネチア・ビエンナーレ国際美術展で、県内作家の作品展示
平成28年（2016年）	3月「滋賀県文化振興基本方針（第2次）」策定
平成29年（2017年）	6月「文化芸術振興基本法」改正 近代美術館（現 滋賀県立美術館）休館
平成30年（2018年）	6月「障害者文化芸術推進法」制定
令和2年（2020年）	3月「滋賀県障害者文化芸術活動推進計画」策定
令和3年（2021年）	3月「滋賀県文化振興基本方針（第3次）」策定 滋賀県立美術館再開館

2 社会情勢の変化等

(1) 国の動向

○ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正（令和3年5月）

令和3年（2021年）5月に改正された「障害者差別解消法」では、事業者においても、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）を行うことが義務化されました。

○ 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の制定（令和4年5月）

全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資するため制定されました。

○ 「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」の改定（令和5年3月）

第2期障害者文化芸術活動推進基本計画では、第1期における取組の成果や課題等を踏まえつつ、引き続き共生社会の実現に向け、障害の有無にかかわらず、誰もが地域の中で日常かつ継続的に文化芸術活動の豊かさを享受する可能性を広げ、持続させることを目指して施策を推進することが必要とされました。

また、取組を進めるにあたって3つの目標を定め、目標ごとの具体的な進捗状況を把握するための指標が設定されました。

(2) 県の動向

ア 「滋賀県文化振興基本方針（第3次）」の策定（令和3年3月）

○ 「文化芸術基本法」第7条の2に基づき、本県における文化振興を総合的かつ計画的に推進するため策定しました。

○ 本県では、「文化芸術の力で心豊かな活力ある滋賀を創る」を基本目標とし、文化芸術を振興する基盤となる、文化芸術に親しみ多様な主体がつながる環境づくりや文化芸術をつなぎ支える人材の育成を進めるとともに、文化芸術を他分野と連携させ、地域の活性化等にもつなげていくことを目指しています。

○ 障害者の文化芸術については、「県民誰もが文化芸術に親しみ、多様な主体や世代等がつながる場をつくる」の柱のもと取組を進めています。

イ 「滋賀県障害者プラン2021」の策定（令和3年3月）

○ 「障害者基本法」に基づく障害者計画、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画、児童福祉法に基づく障害児福祉計画を一体的に定めたもので、ノーマライゼーションおよびソーシャルインクルージョンの理念が浸透した共生社会の実現に向けた指針および実施計画として策定しました。

○ 「県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現～みんなとまちで生きる、みんなでいっしょに働く～」を基本理念とし、共生社会の実現を目指しています。

1 ○ 障害者の文化芸術については、「ともに活動する」の施策領域のもと取組を進めています。

3 ウ 「(仮称)新・琵琶湖文化館基本計画」の策定(令和3年3月)

4 ○ 国宝および重要文化財を含む文化館の貴重な収蔵品やこれまで文化館が果たしてきた役割を
5 未来に引き継ぐため策定しました。

6 ○ 本県では、「近江の文化財で‘つなぐ’ ‘ひらく’ 未来の滋賀」を基本理念とし、
7 誰もが利用しやすい工夫を視点の一つに掲げ、障害の有無や言語の違い等に関わらず、誰もが
8 楽しめ、人との交流につながる取組を進めています。

10 エ 「滋賀県読書バリアフリー計画」の策定(令和4年3月)

11 ○ 「読書バリアフリー法」第8条に基づき、本県における視覚障害者等の読書環境の整備を推
12 進するため策定しました。

13 ○ 本県では、「障害の有無にかかわらず読書を通じて豊かな人生を送れる滋賀」を目指す姿と
14 し、視覚障害者等の読書環境の整備を推進することにより、障害者の社会参加・活躍の促進と、
15 共生社会の実現を目指しています。

17 オ 文化やスポーツの祭典の開催

18 令和7年(2025年)に、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会」が本
19 県で開催されるとともに、「2025年日本国際博覧会(略称「大阪・関西万博」)」が開催され
20 る予定です。また、令和9年(2027年)には、ワールドマスターズゲームズ2027関西大会が開
21 催されるなど、国内外から多くの参加者が見込まれるとともに、これらの機会を契機として、
22 障害者による文化芸術プログラムの推進が見込まれます。

24 (3) 障害者の文化芸術活動を取り巻く現在の状況

25 ア 障害者数の推移

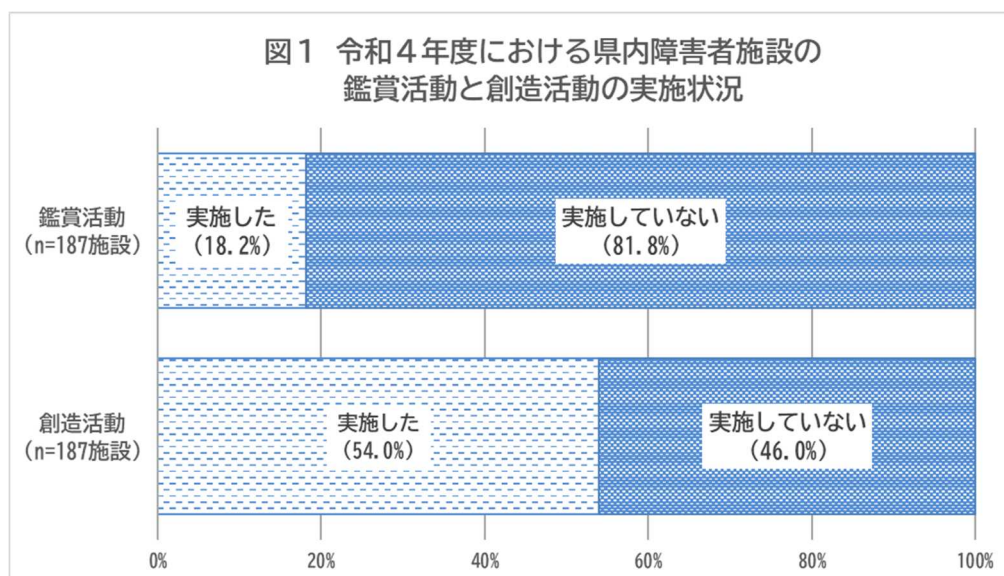
26 本県の障害のある人の数(各障害関係手帳所持者)は、以下の表のように推移しています。

障害種別等	令和元年度	令和2年度	令和3年度
身体障害者手帳所持者	53,745人	53,795人	53,802人
療育手帳等所持者	14,771人	15,317人	15,814人
精神障害者保健福祉手帳所持者	11,175人	11,710人	12,278人

28 イ 文化芸術の鑑賞活動および創造活動の実施割合

29 「令和4年度障害者の文化芸術活動の取組状況調査」で、県内の障害者施設の状況について
30 調べたところ、この1年間に劇場や文化施設等への文化芸術を鑑賞した障害者施設の割合は
31 18.2%でした。また、創造活動(陶芸、絵画、うた、楽器演奏等)を行った割合は54.0%でし
32 た。

1 【参考】 障害者福祉サービス事業所における文化芸術活動の取組状況調査結果



14 ※ 令和元年度における県内障害者施設の鑑賞活動の実施割合は65.3%、令和2年度における県内障害者施設の鑑賞活動の実施割合は70.6%であり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、公演等が中止したことや障害者施設において外出等を控えたことが影響していると推測される。

17

18 **ウ 新型コロナウイルス感染症の影響**

- 19 ○ 令和2年（2020年）2月に日本国内において、新型コロナウイルス感染症が拡大したため、
- 20 展覧会や演奏会等の多くが中止、延期されたことで、県民の文化芸術活動や交流が停滞しまし
- 21 た。現在はウイルスの特性の変化やワクチン接種の進捗に応じ、行動制限や経済活動の見直し
- 22 が行われ、感染対策を徹底しながら文化芸術活動が行われています。
- 23 ○ 県内の障害者施設などにヒアリングを行ったところ、障害者の場合、重症化リスクが高いた
- 24 め、「外出を控えている」「密にならないよう創作活動を控えている」との声がありました。
- 25 ○ 一方、感染症の影響を变化の機会とし、公演のライブ配信や録画配信など、オンラインを活
- 26 用した文化芸術活動が展開されるとともに、美術館や劇場等の文化施設において文化芸術体験
- 27 がもつ、目の前にあるリアルな体験や演者と観客、観客間の一体感の共有の重要性が改めて確
- 28 認されました。
- 29 ○ また、コロナ禍において、文化芸術は感動や心の安らぎをもたらすなど、人間が生きる上で
- 30 欠かせないものであることを改めて認識する機会となりました。

31

32 **エ 情報社会の進展と文化芸術の新たな楽しみ方の出現**

- 33 ○ スマートフォンなどの情報通信機器の普及により、インターネットやソーシャル・ネットワ
- 34 ーキング・サービス（SNS）を通じて、時間や場所を問わず、容易に情報が得られるよう
- 35 になるとともに、コミュニケーションの方法も多様化しています。
- 36 ○ 無料の動画配信サービスや定額で音楽・映画などが楽しめる動画配信サービス等が出現した
- 37 ことから、より気軽に文化芸術に親しむことができるようになりました。

3 計画（第1次）の取組状況、成果および課題

滋賀県障害者文化芸術活動推進計画（現行）では、令和2年度（2020年度）から令和5年度（2023年度）の4年間を取組期間とし、3つの基本的な方向（柱）を定めて取組を進めてきました。

令和4年度までの3年間における、施策の柱ごとの取組状況、成果および課題は以下のとおりです。

施策の柱1 「親しむ」

- ◆重点施策① 障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に楽しめる公演や展覧会等の推進
- ◆重点施策② 障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に自由な発想で表現する機会の創出
- ◆重点施策③ 障害者の作品を発表する機会の充実

（1）取組状況

- 「文化芸術×共生社会」プロジェクト^{※1}の実施により、手話通訳、字幕、音声ガイド、ヒアリンググループ、サウンドハグ、看護師配置など情報保障のモデル事例を蓄積させるとともに、情報保障の内容を事前に明示するため、アクセシビリティ・アイコンを製作しました。【重点施策①②③】



要約可能



手話通訳



字幕表示



ヒアリンググループ席



車いす席あり



- 県内の小学生等が参加する「びわ湖ホール音楽会へ出かけよう！（ホールの子事業）」の実施により、特別支援学校の児童生徒が舞台芸術と一緒に鑑賞しながら学ぶ機会を提供しました。

【重点施策①】

- 障害者の芸術鑑賞に関するワークショップや、糸賀一雄記念賞音楽祭、ボーダレス・アートミュージアムNO-MAにおける音声ガイドや字幕表示の鑑賞支援等の取組を支援しました。【重点施策①】



- 滋賀県立美術館や滋賀県立陶芸の森など地域の文化施設において、障害者や重度障害者の介助者に対して、観覧料の減免等を行うことにより、鑑賞しやすい機会の充実を図りました。【重点施策①】

- 「つつっこプログラム」の実施や滋賀次世代文化芸術センター等への支援により、アーティストと福祉団体や学校等が連携して、障害の有無に関わらず一緒に自由な発想で表現するワークショップを開催しました。【重点施策②】



- ぴかつ to アート展の開催や、ボーダレス・アートミュージアムNO-MAおよび糸賀一雄記念賞音楽祭への支援により、障害のある人の作品の発表やステージパフォーマンスの機会を提供しました。【重点施策③】



※1 「文化芸術×共生社会」プロジェクト

滋賀県障害者文化芸術活動推進計画の実践として、令和2年度には、県内の文化団体や福祉団体、県や市などが連携する「文化芸術×共生社会プロジェクト」実行委員会を設置し、10のモデル事業を実施。

令和3年度には、その成果をもとに、関係団体との連携をより深め、誰もが文化芸術に参画できる事業を「文化芸術×共生社会フェスティバル」として11のプログラムと滋賀県立美術館企画展「人間の才能 生み出すことと生きること」を開催。

(2) 成果および課題

成果

- 文化芸術プログラムにおいて、休憩スペースの設置や会場を暗くしすぎない配慮、観覧料の減免、情報保障などを行うことで、障害特性に応じた鑑賞サポートのノウハウの蓄積を図るとともに、視覚・聴覚に障害のある方や来場が難しい方などの芸術鑑賞の機会の創出につながりました。

【重点施策①】

- アーティストと福祉団体や学校等と連携し、文化芸術体験プログラムを開催することで、障害のある人となない人が一緒に表現する機会を充実させることができました。【重点施策②】
- 公募展のインターネットを活用した応募方法の拡充や、民間団体主催の障害者の作品発表を支援することで、文化芸術に親しむ障害者の裾野を拡大するとともに社会参加の促進を図りました。【重点施策③】

課題

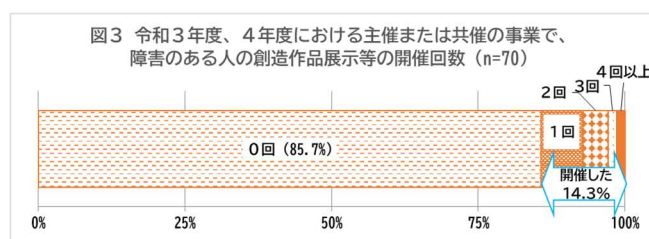
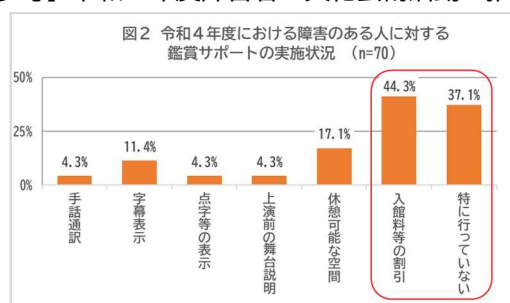
- 情報保障を行ったプログラムが少ないことや、障害特性によって必要となる鑑賞支援や配慮も異なることから、より多くの人々が文化芸術に触れられるよう、引き続き、鑑賞の機会の充実に努める必要があります。【重点施策①】

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、鑑賞の機会が限られたことから、オンラインを活用した鑑賞方法等、デジタル技術を活用した文化芸術活動を検討する必要があります。

【重点施策①】

- 文化施設において、多目的トイレの設置数が少ないことや障害がある出演者にとって通路が狭いことなど、設備面での障壁が課題となっています。【重点施策①】
- 創造活動を行う機会が限られていることから、誰もが楽しむことのできるワークショップなどの機会の拡充が求められています。【重点施策②】
- 障害者の文化芸術活動の発表の場が限られていることから、公募展や企画展、音楽祭など発表の機会を引き続き確保していく必要があります。【重点施策③】

【参考】令和4年度障害者の文化芸術活動の推進に係る調査結果（文化施設対象）



1 施策の柱2 「つなぐ・支える」

2 ◆重点施策① 障害者の文化芸術活動を支える人づくり

3 ◆重点施策② 障害の有無にかかわらず、誰もがともに学び活動できる場づくり

5 (1) 取組状況

6 ○ 文化・福祉施設職員、行政職員等を対象に、文化芸術と福祉分野におけ
7 る連携や取組方法についての人材育成研修会やワークショップを開催し
8 ました。【重点施策①】



9 ○ アール・ブリュットインフォメーション&サポートセンター（略称：アイサ）が行う障害者の文
10 化芸術活動にかかる権利保護等に関する相談対応や情報提供に対して支援を行いました。【重点施策
11 ①】

12 ○ 文化芸術と福祉の両分野の知見を有する「文化芸術による
13 共生社会づくりコーディネーター」を公益財団法人びわ湖芸
14 術文化財団に設置し、コーディネーターの企画のもと、オン
15 ラインを活用した広域的なネットワークづくりや、市町の文
16 化施設や文化団体を中心に、誰もが参加し楽しめる「場」づ
17 くりを行いました。【重点施策②】



18 ○ 全国のアール・ブリュット※2作品等の展覧会など、アートと障害に関するメールマガジンの発行
19 やフォーラムの開催を行う「アートと障害を考えるネットワーク（令和4年11月1日に「アール・
20 ブリュットネットワーク」から名称変更）」を運営しました。【重点施策②】

23 ※2 アール・ブリュット

24 画家のジャン・デュビュッフェが考案した言葉で、「加工されていない生（き）のままの芸術」という意
25 味のフランス語。特定の美術や教育の流れにとらわれず、個人的かつ独創的な表現の作品のこと。

26 県内では、古くから福祉施設で行われてきた取組を背景に、現在も県内各地の福祉施設等で造形活動が活
27 発に展開されていることから、アール・ブリュットという領域で評価される障害者の作品が多いが、作者が
28 障害者であることをもって、アール・ブリュット作品と位置付けているものではない。

1 (2) 成果および課題

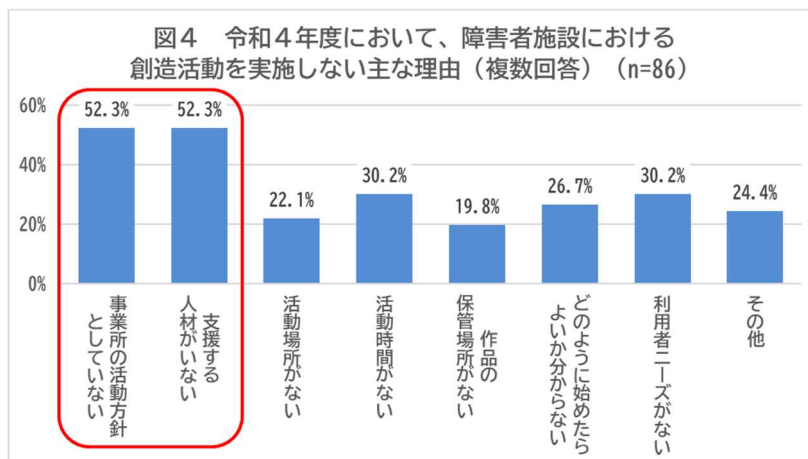
2 成果

- 3 ○ 障害者の文化芸術活動を支援する人を対象とした研修を行うことで、文化芸術分野と福祉分野
4 の関係者が交流する機会となりました。【重点施策①】
- 5 ○ 相談対応や情報提供などを支援することで、障害者の文化芸術活動を支える人や関係者が、必
6 要な知識や技術を身につけることにつながりました。【重点施策①】
- 7 ○ 障害者の文化芸術活動を支える拠点づくりを行うことで、地域の文化施設と文化芸術活動者、
8 福祉関係者のネットワークを構築しました。【重点施策②】

9 課題

- 10 ○ 障害者の文化芸術活動の機会が限られていることから、引き続き障害者の文化芸術活動に関心
11 を持ち活動を支える人を育成していくことが必要です。【重点施策①】
- 12 ○ 障害者の文化芸術活動を活性化していくため、ネットワークを構築した関係者自身が共生社会
13 に資するプログラムを企画・運営していくこととともに、障害者など当事者ならではの事情や意
14 見を反映していくことが求められます。【重点施策②】

15 【参考】令和4年度障害福祉サービス事業所における文化芸術活動の取組状況調査結果



施策の柱3 「活かす」

◆重点施策① 「文化芸術×共生社会」をテーマとした先進的な公演や展覧会等の検討と国内外への発信

◆重点施策② 美術作品や舞台芸術作品等の調査・発掘、評価、収集・保存、発表・展示

(1) 取組状況

○ 「文化芸術×共生社会」プロジェクトの実施により、多様な主体同士の情報共有を図るとともに、県内各地で開催する事業を総合チラシやSNS等を活用して一体的な広報を行いました。また、2年間の取組を事業報告書として取りまとめ、同じ分野で活動する県内外の活動者等に広く発信しました。【重点施策①】



○ 「日本博を契機とした障害者の文化芸術フェスティバル」の「近畿ブロック&グランドフィナーレ」への参画により、「文化芸術×共生社会」プロジェクトをはじめとする本県のこれまでの取組や障害者の文化芸術の魅力国内外に発信しました。【重点施策①】



○ 滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールにおけるバリアフリー朗読劇の上演に際し、手話通訳や字幕、車椅子席の増設、点字パンフレットの配布を行うことにより、これまで劇場を利用する機会が少なかった方にも舞台芸術の魅力を伝えました。また、出演者は年齢や性別、障害の有無や演技経験の差を超えて選ばれ、交流を創出しました。【重点施策②】



上記写真:守屋友樹

○ 滋賀県立美術館では、アール・ブリュットを多くの方に鑑賞いただく機会を広く提供するとともに、すぐれた作品を後世に継承するため、アール・ブリュットを作品収集の柱に位置付け、継続的にコレクションを充実させるとともに、企画展「人間の才能 生み出すことと生きること」(令和4年)の開催など、積極的に展示を行っています。また、令和5年からはロビー内にアール・ブリュットと信楽焼の常設コーナーを新設し、それぞれの作品や制作現場を紹介する展示を行っています。【重点施策②】



1 (2) 成果および課題

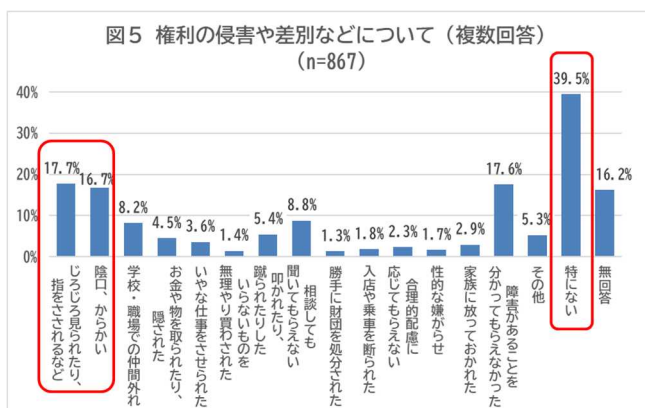
2 成果

- 3 ○ 「文化芸術×共生社会」プロジェクトの実施を通して、県民に対して、文化芸術活動による共
- 4 生社会づくりに向けた機運醸成につながりました。【重点施策①】
- 5 ○ 文化・福祉団体など多様な主体との連携・協力により、団体同士の活動実績や活動拠点の拡大、
- 6 団体同士の活動情報の共有を図ることができました。【重点施策①】
- 7 ○ 滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールにおいて、バリアフリー演劇を行ったことで、障害の有無にか
- 8 かわらず、これまで劇場に来る機会が少なかった人に舞台芸術の魅力を発信しました。【重点施
- 9 策②】
- 10 ○ 宿泊施設等において、滋賀の福祉の現場から生まれた作品の展示や造形活動に取り組む施設を
- 11 紹介することで、作品の魅力を発信しました。【重点施策②】

12 課題

- 14 ○ 文化芸術活動による共生社会の実現のためには、一過性とならないよう県・市町や民間団体に
- 15 よる継続的な取組が求められます。【重点施策①】
- 16 ○ 県民において、障害に対する理解は進んでいますが、鑑賞の場面などでは十分でない場面もみ
- 17 られることから、障害者の文化芸術活動を通して、障害に対する理解を促進することが必要です。
- 18 【重点施策①】
- 19 ○ 社会において、障害者の文化芸術活動に対する関心は高まってきていますが、障害者の個性と
- 20 能力を発揮できる機会を充実させるため、障害者の作品だけでなく表現や創造の過程そのものの
- 21 魅力を発信するとともに、社会的・経済的な価値の理解を深めることが必要です。【重点施策①】
- 22 ○ 障害者の舞台芸術の公演の機会が限られていることから、滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールを
- 23 はじめとする県内の文化施設において、障害者の舞台芸術の公演を継続的に行っていくことが
- 24 必要です。【重点施策②】
- 25 ○ 滋賀県立美術館では、公立美術館として全国的にも他に例を見ないアール・ブリュットのコレ
- 26 クションを活かせるようさらなる展示機会の確保や、作品の調査研究や収集等の活動を継続的に
- 27 行っていくことが必要です。【重点施策②】

28 【参考】令和元年度障害のある人の生活と福祉に関する調査



31 【参考】障害者の文化芸術活動等に関するヒアリング結果

32 ・障害のある人が演奏会に鑑賞に行くと、受付で嫌な顔をされる。

33 【参考】障害者文化芸術活動推進計画検討懇話会委員発言

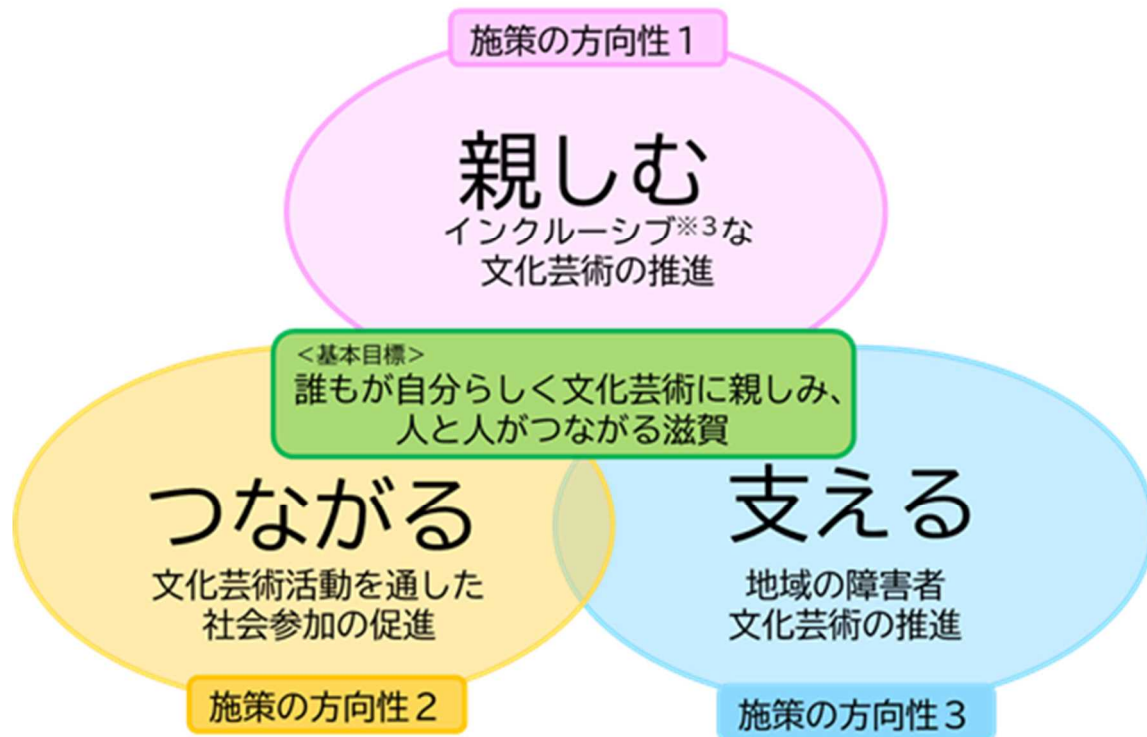
34 ・障害者に対する地域の目線に不安を感じるこがある。

第3章 基本目標と施策の方向性

1 計画（第2次）策定に向けた3つの施策の方向性（柱）

社会情勢の変化や計画（第1次）での課題等を踏まえ、計画（第2次）では、「親しむ」「つながる」「支える」を3つの施策の方向性（柱）とします。

【基本目標と施策の方向性（柱）との関係イメージ図】



※3 インクルーシブ (inclusive)

すべてを含んだ、包括したという意味のことばであり、エクスクルーシブ (exclusive) 「他人を入れない、排他的な」の対義語です。関連する表現として、ソーシャルインクルージョン (社会的包摂) やインクルーシブ教育があります。

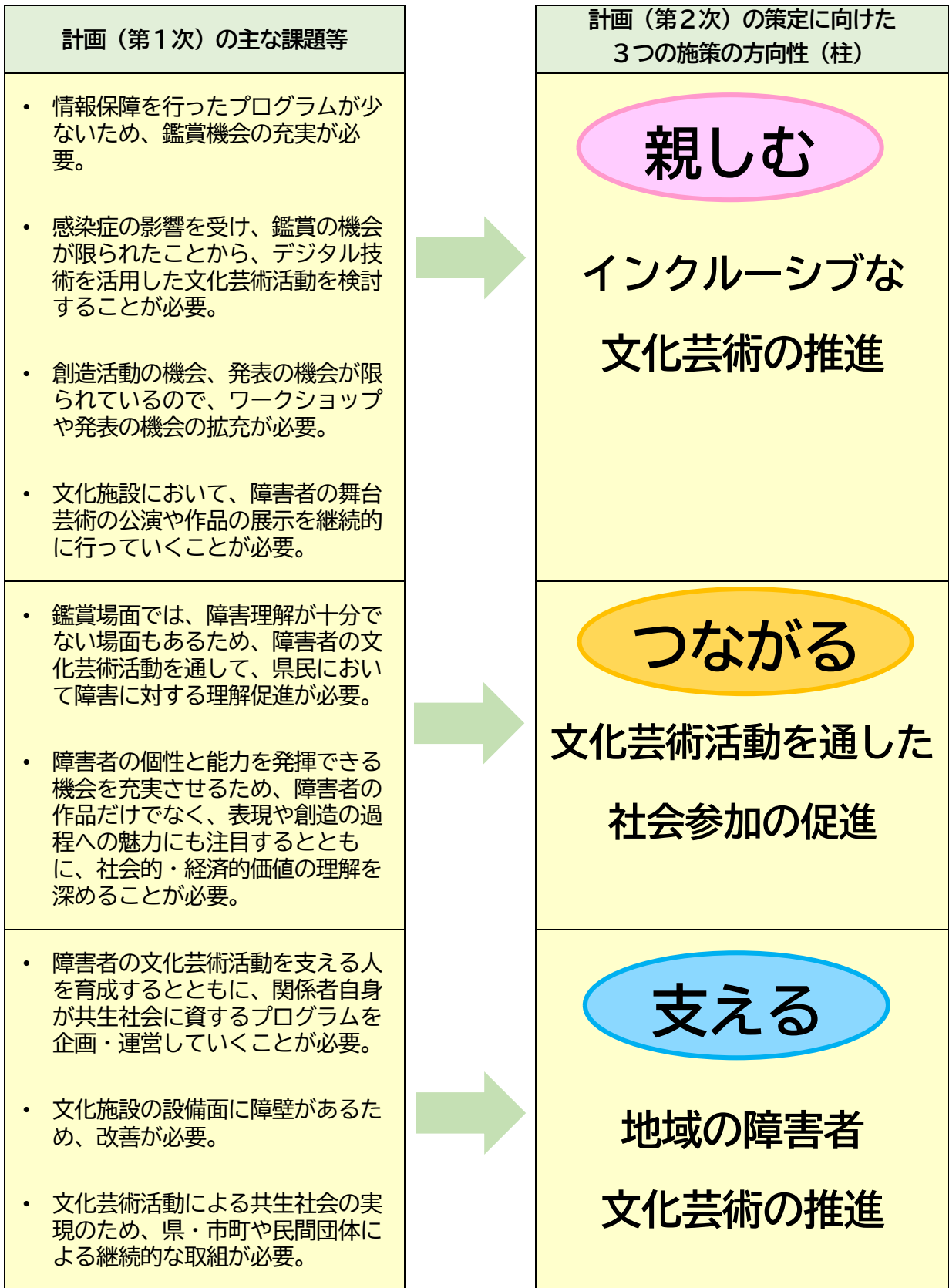
【参考】 ソーシャルインクルージョン

「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念。2000年12月厚生省「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討報告書」において、ソーシャルインクルージョンの理念を進めることが提言された。

【参考】 インクルーシブ教育 (システム)

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的および身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。【参照：滋賀のめざす特別支援教育ビジョン (基本ビジョン)】

- 1 また、計画（第1次）の主な課題等と計画（第2次）の策定に向けた3つの施策の方向性（柱）
 2 の関係は次のとおりです。



3

2 基本目標

誰もが自分らしく文化芸術に親しみ、人と人がつながる滋賀

文化芸術は、私たちに感動や心の安らぎ、生きる喜びをもたらすものであるとともに、豊かな感性や想像力を育み、多様な価値観を理解、尊重し合い、人と人との心のつながりを強め、心豊かで多様性と活力ある社会を形成する力を持っています。

また、障害者による文化芸術においては、それまで見えづらかった障害者の個性と能力に気付かせ、障害の理解を深めるきっかけとなるものです。

このため、障害の有無にかかわらず、誰もが文化芸術に親しめる環境づくりや、障害者の文化芸術活動を支える人を育成するとともに、文化芸術を通して障害の理解を深め、人と人がつながる滋賀を目指し、基本目標を「誰もが自分らしく文化芸術に親しみ、人と人がつながる滋賀」とします。

3 施策の方向性（柱）

基本目標の実現に向けて、今後5年間に取り組む施策の方向性を次の3つとします。

施策の方向性1

親しむ（インクルーシブな文化芸術の推進）

文化芸術を創造し、享受することは人々の生まれながらの権利であり、障害の有無にかかわらず、誰もが等しく自分らしく文化芸術に親しめ、感動や心の安らぎを得られるよう、デジタル技術の活用も踏まえ、合理的配慮の提供や障害特性に配慮した情報保障を行うなどインクルーシブな文化芸術の推進を目指します。

施策の方向性2

つながる（文化芸術活動を通じた社会参加の促進）

障害者の文化芸術活動は、障害者の個性を生かし、自己肯定感を高めるものであり、また障害者の文化芸術活動には作品や成果物にとどまらず、表現や創造の過程に魅力があるものも多く、障害者の個性と能力に気付かせるものであることから、障害の有無にかかわらず対等な関係を築き、人と人がつながれるよう、文化芸術活動を通じた社会参加の促進を目指します。

施策の方向性3

支える（地域の障害者文化芸術の推進）

障害者の文化芸術活動は、日常的な楽しみから福祉施設における創作活動まで、地域の様々な領域で取り組まれており、障害者だけでなく、教育機関や福祉施設、文化施設など、多様な主体が関わっています。そのため、障害者の文化芸術活動を支えられるよう、地域の障害者文化芸術の推進を目指します。